

## 令和6年度からの介護保険料が決定しました

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料について、制度改正と『第9期介護保険事業計画』の中で見込まれた介護給付費などを考慮して、令和8年度までの3か年の基準額を決定しました。その基準額をもとにした個人の保険料は、毎年の世帯の課税状況や本人の所得に応じ、従来の9段階から13段階となり、いずれかに決まります。

令和6年4月からの保険料は、基準額がこれまでと同額の年額80,400円で、各段階別の保険料は下記のとおりです。

所得段階	従来の保険料 (年額)	令和6年度からの 保険料(年額)	算定基準 ※収入額は年金+合計所得金額の合算
第1段階	24,120円	22,914円	非課税世帯 本人生活保護受給者又は収入80万円以下
第2段階	40,200円	38,994円	非課税世帯 収入80万円超～120万円以下
第3段階	56,280円	55,074円	非課税世帯 収入120万円超～
第4段階	72,360円	72,360円	課税世帯 本人非課税で収入80万円以下
第5段階	80,400円	80,400円	課税世帯 本人非課税で収入80万円超～
第6段階	96,480円	96,480円	課税世帯 本人も課税で120万円未満
第7段階	104,520円	104,520円	課税世帯 本人も課税で120万円～210万円未満
第8段階	120,600円	120,600円	課税世帯 本人も課税で210万円～320万円未満
第9段階	136,680円	136,680円	課税世帯 本人も課税で320万円～420万円未満
第10段階		152,760円	課税世帯 本人も課税で420万円～520万円未満
第11段階		168,840円	課税世帯 本人も課税で520万円～620万円未満
第12段階		184,920円	課税世帯 本人も課税で620万円～720万円未満
第13段階		192,960円	課税世帯 本人も課税で720万円以上

※第1～3段階は、公費による負担軽減がおこなわれています。

### 4月から仮徴収が始まります。

第1号被保険者の介護保険料は、年額を6回に分けて納めていただいております。納期(納めていただく時期)は4月・6月・8月を仮徴収期間、前年中の所得が確定して保険料が決まった後に、10月・12月・2月を本徴収期間として納期を設けています。